5.4　原油洗浄装置
5.4.1　この船舶は、第33規則の規定に適合する原油洗浄装置を備えている。　□
5.4.2　この船舶は、第33規則の規定に適合する原油洗浄装置を備えているが、その有効性は、第33規則１の規定及び改訂された原油洗浄装置の仕様書（決議Ａ497（Ⅻ）及び決議Ａ897⑵1によつて改正された決議Ａ446（Ⅺ））の4.2.10の規定により確認されたものではない。　□
5.4.3　この船舶は、19..年..月..日付けの有効な原油洗浄装置の操作及び設備の手引書を備えている。　□
5.4.4　この船舶は、原油洗浄装置を備えることを要求されていないが、改訂された原油洗浄装置の仕様書（決議Ａ497（Ⅻ）及び決議Ａ897⑵1により改正された決議Ａ446（Ⅺ））の安全の見地からの要件に適合する原油洗浄装置を備えている。　□
5.5　第18規則の免除
5.5.1　この船舶は、第２規則５の規定により.....の間の運航にのみ従事しており、したがつて、第18規則の要件は免除されている。　□
5.5.2　この船舶は、第18規則10の規定により特殊なバラスト方式を用いて運航しており、したがつて、第18規則の要件は免除されている。　□
5.6　貨物タンクの大きさ及び配置の制限（第26規則）
5.6.1　この船舶は、第26規則に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規則の規定に適合している。　□
5.6.2　この船舶は、第26規則４に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規定に適合している。（第２規則２参照）　□
5.7　区画及び復原性（第28規則）
5.7.1　この船舶は、第28規則に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規則の規定に適合している。　□
5.7.2　第28規則５の規定により要求される情報及び資料は、承認された様式でこの船舶に提供されている。　□
5.7.3　この船舶は、第27規則に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規則の規定に適合している。　□
5.7.4　兼用船についての第27規則の規定により要求される情報及び資料は、主管庁が承認する書面による手続によりこの船舶に提供されている。　□
5.8　二重船殻構造
5.8.1　この船舶は、第19規則に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規則の規定に適合している。
.1　３の規定（二重船殻構造）　□
.2　４の規定（中間甲板付き二重船側構造）　□
.3　５の規定（海洋環境保護委員会が承認した代替方法）　□
5.8.2　この船舶は、第19規則６に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規定に適合している。（二重底構造）　□
5.8.3　この船舶は、第19規則の規定に適合することを要求されていない。　□
5.8.4　この船舶は、第20規則の適用を受け、
.1　.....以前に第28規則６の規定に関連して、第19規則２から５まで、７及び８の規定並びに第28規則の規定に適合することを要求されている。　□
.2　.....まで第20規則５の規定に基づく運航を継続することを認められている。　□
.3　.....まで第20規則７の規定に基づく運航を継続することを認められている。　□
5.8.5　この船舶は、第20規則の適用を受けていない。　□
5.8.6　この船舶は、第21規則の適用を受け、
.1　.....までに第21規則４の規定に適合することを要求されている。　□
.2　.....まで第21規則５の規定に基づく運航を継続することを認められている。　□
.3　.....まで第21規則6.1の規定に基づく運航を継続することを認められている。　□
.4　.....まで第21規則6.2の規定に基づく運航を継続することを認められている。　□
.5　第21規則7.2の規定に基づき、第21規則の要件は免除されている。　□
5.8.7　この船舶は、第21規則の適用を受けていない。　□
5.8.8　この船舶は、第22規則の適用を受け、
.1　第22規則２の規定に適合する。　□
.2　第22規則３の規定に適合する。　□
.3　第22規則５の規定に適合する。　□
5.8.9　この船舶は、第22規則の適用を受けていない。　□
5.9　事故による油の流出
5.9.1　この船舶は、第23規則の規定に適合する。　□
6　船内における油の保留（第29規則、第31規則及び第32規則）
6.1　油排出監視制御装置
6.1.1　この船舶は、決議Ａ496（Ⅻ）又は決議Ａ586⑭（該当しないものを抹消すること。）に定義する.....油タンカーとして分類されるものである。　□
6.1.2　この油排出監視制御装置は、決議ＭＥＰＣ108㊾に基づいて承認された。　□
6.1.3　この装置は、次のもので構成される。
.1　監視ユニット　□
.2　演算ユニット　□
.3　計算ユニット　□
6.1.4　この装置は、次のものを備えている。
.1　始動連動装置　□
.2　自動排出停止装置　□
6.1.5　油分濃度計は、次の油に適しているものとして決議Ａ393（Ｘ）、決議Ａ586⑭又は決議ＭＥＰＣ108㊾（該当しないものを抹消すること。）に基づいて承認された。
.1　原油　□
.2　重質精製油　□
.3　軽質精製油　□
.4　証書に添付されている表に掲げる油類似有害液体物質　□
6.1.6　この船舶は、油排出監視制御装置のための操作手引書を備えている。　□
6.2　スロップ・タンク
6.2.1　この船舶は、次の規定により、.....のスロップ・タンクを備えており、その総容量は、油積載容量の.....パーセントに相当する.....立法メートルである。　□
.1　第29規則2.3　□
.2　第29規則2.3.1　□
.3　第29規則2.3.2　□
.4　第29規則2.3.3　□
6.2.2　貨物タンクが、スロップ・タンクとして指定されている。　□